

## 三原市市民協働事業審査会について

### 1 審査会の役割

- ① 市民提案型協働事業における協働事業の審査・選考
- ② 市民団体育成事業における補助事業の審査・選考
- ③ 審査結果の市長への報告

### 2 審査会の委員

市民協働推進委員会委員と市職員の7名で構成

○審査会会長

市民協働推進委員会会長

○審査会委員

市民協働推進委員会委員（会長を除く4名）

市職員（2名，保健福祉課長・生涯学習課長）

### 3 審査会の会議

審査会の会議は，会長が招集し，会長がその議長となる。

審査会の会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### 4 委員の責務

委員は，公正・公平に審査を行わなくてはならない。

委員は，審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

### 5 事務局

審査会の事務局は，まちづくり推進課とする。

# 三原市市民協働事業審査会設置要綱

平成 23 年 4 月 1 日  
要 綱 第 4 2 号

(設置)

第 1 条 三原市市民提案型協働事業実施要綱（平成 23 年三原市要綱第 40 号。以下「協働事業要綱」という。）に基づき提案された協働事業の採択決定のための審査及び三原市市民活動団体育成事業補助金交付要綱（平成 23 年三原市要綱第 41 号。以下「育成事業要綱」という。）に基づき申請された事業に対する補助金交付決定のための審査を行うため、三原市市民協働事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協働事業要綱に基づき提案された協働事業の審査
- (2) 育成事業要綱に基づき申請された事業の審査
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 審査会の委員は、次の各号に定める者をもって充て、7 人以内で構成する。

- (1) 三原市市民協働推進委員会設置要綱（平成 20 年三原市要綱第 37 号）に基づき設置された三原市市民協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員
- (2) 市職員

2 審査会の会長は、推進委員会の会長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の責務)

第 5 条 委員は、公正・公平に審査を行わなくてはならない。

2 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(審査結果の報告)

第 6 条 会長は、審査結果について、審査後速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、まちづくり推進課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(三原市まちづくり支援事業審査会要綱の廃止)

2 三原市まちづくり支援事業審査会要綱（平成 17 年三原市要綱第 174 号）は、廃止する。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日三原市要綱第 22 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。